

事 務 連 絡
平成20年12月5日

都道府県 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について
(情報提供)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。平成20年12月5日付で、別添1の事務連絡を別添2の団体に対し発出いたしました。ついては、その旨についてご承知おきくださるとともに、必要に応じ市町村に周知いただくよう、お願い申し上げます。

別添 1

事 務 連 絡
平成 2 0 年 1 2 月 5 日

介護保険事業関係団体 御中

厚生労働省老健局総務課

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について
(周知依頼)

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月30日に取りまとめられた「生活対策」を受け、金融庁は、中小企業向け融資の条件緩和が円滑に行われるための措置として、11月7日付けで別紙のとおり監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定を行いました。

金融機関が、経営改善に取り組む中小企業に対する融資の貸出条件の緩和に柔軟に応じることは、中小企業の資金繰りや経営の改善に資するものと考えられます。現下の中小企業を取り巻く厳しい環境を踏まえると、年末に向けて、中小企業の資金繰りが一層逼迫することが予想される場所、本措置は、中小企業が経営改善計画の策定や金融機関と相談等を行う際に役立つと思われることから、中小企業への周知を早急に行う必要があります。

については、全国の中小規模の事業者等に本措置の趣旨を理解いただき、実際に活用していただくため、貴団体におかれましては、会員事業者等に周知していただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、既に、金融庁より、民間金融機関、政府系金融機関、信用保証協会等に対しては、条件緩和への対応を含め、中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応をより一層徹底するよう要請がなされておりますので、その旨申し添えます。

また、ご参考までに参考資料を添付いたします。お問い合わせは、資料のお問い合わせ先までお願いいたします。

別添2

- 全国介護事業者協議会
- 日本在宅介護協会
- 全国ホームヘルパー協議会
- 日本ホームヘルパー協会
- 日本介護支援専門員協会
- 日本福祉用具・生活支援用具協会
- 全国福祉用具専門相談員協会
- 特定施設事業者連絡協議会
- 全国有料老人ホーム協会
- 全国認知症グループホーム協会
- 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
- 全国訪問看護事業協会
- 福山通運渋谷長寿健康財団

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

融資条件（貸出条件）の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、以下のとおり監督指針及び検査マニュアルを改定。

金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるような環境を整備する。

(1) 監督指針

○ 現状

抜本的な経営再建計画について「概ね3年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載。

○ 今回の改定では、

- ・ 中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね3年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨記載。
- ・ その具体的な取扱いは金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】を参照すべき旨記載。
- ・ その他、経営再建計画のより柔軟な策定を可能とするため、計画期間中において一定の金利の確保を求めるという要件を廃止。

(2) 金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】

- ・ 今回の改定では、中小企業については、上記の「概ね3年後に正常先」を「概ね5年（5年～10年で計画通りに進捗している場合を含む）後に正常先（計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない）」に緩和。

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じてくれないんです…。

今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。



※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…

- ・金利の引下げ
- ・金利・元本の支払い猶予
- ・返済期限の延長
- ・債権放棄

など借り手にとって有利となる取決めをすることです。



検査官 金融検太郎

改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。



そこで…

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…



A銀行

3年以内に経営改善する計画が必要です。5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…。

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いますから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。



水産加工業者B社



これからは…



A銀行

② 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

① 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが…。

③ でも、計画なんてどう作っていいかわからないわ…。

④ そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。



飲食店C社

⑤ えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

⑥ シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

⑦ お願いいたします。一緒に相談しましょう。

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局 011-709-2311

中国財務局 082-221-9221

東北財務局 022-263-1111

四国財務局 087-831-2131

関東財務局 048-600-1111

九州財務局 096-353-6351

北陸財務局 076-292-7860

福岡財務支局 092-411-7281

東海財務局 052-951-2474

沖縄総合事務局 098-866-0094

近畿財務局 06-6949-6372